

改正貸金業法が日本の GDP と 雇用に与えた効果 — 特定産業の波及効果分析を用いて —

加藤 晃

北海道教育大学

要 旨

本稿の目的は、改正貸金業法が日本の GDP や雇用に与える効果を、産業連関分析（均衡産出高モデル、特定産業の波及効果分析）を用いて分析することである。

加藤・飯田「改正貸金業法と日本 GDP」『パーソナルファイナンス学会年報』No.11、2010 年では産業連関分析（均衡産出高モデル、特定需要（支出）の波及効果分析）を用いて、改正貸金業法が日本の GDP や雇用に与える効果を分析した。法改正によって、貸し付け、融資、借り入れ額が大きく減少し、消費が減少したと考えられる。そこで、消費の減少の代理変数として貸し付けの減少を用い、分析した。しかし、減少効果の大きさについて、過大である可能性がある。

そこで本稿では、法改正によって、貸金業者数が激減したという事実に注目して、貸金業の生産額の減少を求め、特定産業の波及効果分析を使って、効果の分析を試みた。消費者向け貸金業に対する主として上限金利規制が名目 GDP 成長率に与えた効果は、2006 年～2011 年でマイナス 0.252% であった。また雇用に与えた効果については、2006 年～2011 年で 112767 人の減少であった。

1 はじめに

2006 年 12 月 13 日に国会を通過し、20 日に公布された「貸金業法等一部改正法 付則第 67 条」（以下「改正貸金業法」と呼ぶ）、の要点は以下の 5 つにまとめられる。1. 上限金利を 29.2% から 20% に引き下げる「上限金利の引き下げ」2. 審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け、年収の 3 分の 1 を超える貸し付けを禁止する（総量規制）「借り過ぎや貸し過ぎの未然防止策の導入」3. 政府の指定した信用情報機関が利用者の債務状況を一元管理する 4. 貸金業者となるためのハードルを純資産 5 千万円に

引き上げ、テレビコマーシャルの内容や頻度について厳しい規制ルールを作り、生命保険契約を禁止した「貸金業者の業務を適正に行わせるための様々な規制」5. 貸金業法 43（みなし弁済規定）の廃止。同法は、2010 年 6 月 18 日に完全施行された¹。

加藤・飯田（2010）は、法改正の要点は 1. 上限金利を 29.2% から 15-20% に引き下げる、（上限金利規制）2. 特定の業者から 50 万円以上、複数の業者から 100 万円以上融資を受ける場合においては、融資審査にあたって源泉徴収票など収入証明書類の提出を義務付けたうえ、原則として年収の 3 分の 1 を超える貸し付けを禁止する（総量規制）——の 2 点

であるとした²。彼らはこれらの規制によって、消費が減少したと考え、産業連関分析（均衡産出高モデル、特定需要（支出）の波及効果分析、以下、特定支出の波及効果分析）を用いて、改正貸金業法が、日本の GDP と雇用に与えた効果を計測した。

2 加藤・飯田（2010）について

いま述べたように、加藤・飯田（2010）は、法改正の要点は、1. 上限金利規制、2. 総量規制——の2点であるとし、これらの規制によって、貸金業の貸し付け、融資の減少を通じて、消費が減少したと考え、特定支出の波及効果分析を用いて、改正貸金業法が日本の GDP と雇用に与えた効果を計測した。つまり、改正貸金業法の経済効果として、以下の様なプロセスを考えた。

改正貸金業法（上限金利規制、総量規制）

↓

貸金業の貸付残高、融資額減少
消費者の借入額減少

↓

消費が減少

↓ ← 特定支出の波及効果分析

日本の GDP 成長率と雇用の減少を計測

ところで、加藤・飯田（2010）では、貸付残高、融資額あるいは借入額の減少分³、消費が減少したと考え、改正貸金業法が日本の GDP と雇用に与えた効果を計測した。

その際、加藤・飯田（2010）では、借入目的を尋ねた利用者アンケート⁴を利用し費目から品目別の構成比を求め、求めた構成比で貸付残高の減少を按分して消費の減少とした⁵。こうして求めた、消費の減少を均衡産出高モデル⁶に与え、個人向け無担保貸金業の貸付残高全体についてマイナスの経済効果を計測し、これを上限金利規制の経済効果とした。また、総量規制については、2008 年度完全実施されたとして、マイナスの経済効果を計測した⁷。

加藤・飯田（2010）の計測方法は次のように示される。

貸付残高・融資額の減少

消費者の借入額減少

↓

貸付残高・融資額・消費者の借入額減少分消費が減少したと考え、消費の減少を求めた。すなわち、消費は貸付残高・融資額・借入額の減少分減少すると想定した。

（つまり貸付残高の減少分を消費の減少分の代理変数（proxy variable）と考えた。）

↓

日本の GDP 成長率と雇用の減少を計測

彼らの結論は次のようにまとめられる。消費者向無担保貸金業者貸付残高（業務報告書ベース）全残高の増減（年度）（単位：百万円）は、2006—2008 年度で、-4065100 百万円となる。（表 1・図 1 参照）また個人向け無担保貸金業の貸付残高・融資額の減少が、日本の GDP と雇用に与えた効果は、2006—2008 年度で、名目 GDP 成長率に対して -1.16（%）であり、雇用誘発効果については -809493（人）であった。（表 2・図 2 参照）

しかし、貸付残高の減少を消費の減少の代理変数（proxy variable）とすることには問題がある。

3 本稿での計算方法の変更とその背景について

本稿の目的は、加藤・飯田（2010）の分析における消費額の変化の求め方を抜本的に改善することにある。本節では、本稿の計算方法の変更を説明し、その背景を述べる。計算方法の変更とその背景の要点は、以下である。

本稿では、GDP の増減の構成要素である、貸金業の（粗）生産額の増減を求めて、これを産業連関分析（均衡産出高モデル、特定産業の波及効果分析、以下特定産業の波及効果分析）に与え、改正貸金業法が日本の GDP と雇用に与えた効果を計測する。つまり、貸金業の（粗）生産額の増減（GDP の増減の構成要素）を内生変数から外生変数にし、消費の増減を外生変数から内生変数にする。このことによって、貸し付け、融資の減少を消費の減少とすることの恣意性が回避できる。

総務省「第 3 部 部門別の推計方法 第 1 節 内生部門 金融庁担当部門」『平成 12 年（2000 年）

産業連関表（－総合解説編－）』2004年6月、p.330には以下の様に書かれている。

「金融」の生産額はこの「帰属利子」と、明示的にサービス料を徴収している「手数料」により構成されているものと解釈できる。

「帰属利子」＝「受け取り利子及び配当金収入等の資金運用収益」－「資金調達費用」

「貸金業」の手料金は0円とする。⁸⁾

したがって、産業連関表では、生産額とは「帰属利子」のことである。

金融庁推計の貸金業のうち消費者向け貸金業（有担保・無担保）の帰属利子は 2,106,661 百万円（2005年、全国）であり、貸金業のうち事業者向け貸金業の帰属利子の値 3,743,500 百万円（2005年、全国）であった⁹⁾。消費者向無担保貸金業者貸付残高（業務報告書ベース）全残高は、2005年で、106,516億円である。全残高（ストック）は帰属利子（フロー）の約5倍と大きい。

次に、貸金業の（粗）生産額の増減を外生変数と考えることが出来る理由を説明する。法改正（上限金利規制、総量規制）の直接・間接の効果は以下にまとめられる。

直接効果：1 上限金利規制 → 貸金業の利鞘（単位資金運用収益－単位資金調達費用）の幅を縮小させる。2 総量規制 → 貸金業の貸付残高・融資額を削減させる。

間接効果：上限金利規制・総量規制 → （貸金業の利潤の削減を通じて¹⁰⁾） → 貸金業の貸付残高・融資額を減少させる。

したがって、利鞘（単位資金運用収益－単位資金調達費用）、貸付残高・融資額いずれも法改正（上限金利規制、総量規制）の直接・間接の規制対象であるので、外生変数と考えられる。つまり、「帰属利子」＝（単位資金運用収益－単位資金調達費用）×貸付残高・融資額であることに注意すると、貸金業の（粗）生産額の増減は外生変数と考えられる。

「総量規制とは、（中略）借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐために設けられた新しい規制です。」「上限金利は、（中略）金利負担の軽減という考え方から、（貸付け額に応じて15～20%）となっています。¹¹⁾これは、非常に大切な考え方である。しかし、この法改正に

よって政府は何を規制しているのかと言えば、貸し付け、融資、借入れを規制しているだけでなく¹²⁾、特定産業（貸金業）の生産額も制限していることになる¹³⁾。

したがって、本稿の問題意識は、規制産業の生産額の減少が日本の GDP と雇用に与えた効果を求めることである。本稿では、2005年の貸金業の生産額を基に、外挿によって生産額の減少の予測を行う。そして、求めた生産額の減少を使って、特定産業の波及効果分析を用いて、GDP と雇用の減少分を計測する。

より正確に言うと、GDP の増減の構成要素である、貸金業の（粗）生産額の増減を求めてそれを均衡産出高モデル（ここでは、特定産業の波及効果分析）に与え、均衡を満たすような、消費の減少額を求める¹⁴⁾。つまり、貸金業の（粗）生産額の増減（GDP の増減の構成要素）を内生変数から外生変数にし、消費の増減を外生変数から内生変数にする。次に、求めた消費の増減の値を用いて、特定支出の波及効果分析で、日本の GDP と雇用に与えた効果を求めてみるのである。

以下、本稿での具体的な計算方法について述べる。2005年の貸金業のうち消費者向け貸金業の帰属利子の値は 2,106,661 百万円であり、貸金業のうち事業者向け貸金業の帰属利子の値は 3,743,500 百万円であった。この値に基づいて以下の年の値を外挿によって求める。外挿に当たっては、通常行われているように貸付残高の対前年比を用いた。こうしてできた帰属利子の値の年ごとの差分を取って、貸金業の生産額の減少額を求めた。

貸金業のうち消費者向け貸金業の帰属利子の値の減少額は、法改正が行われた2007年から2011年の間では、約1兆2573億であった。他方貸金業のうち事業者向け貸金業の帰属利子の値の減少額は同じ期間で、約1兆2050億であった。表1・図1参照。

この数字に基づいて、名目 GDP 成長率への効果と雇用誘発効果を計算した。計算方法の詳細は、注15、または、Kato, Okamura, December 2018 を参照して欲しい。帰属利子の減少に逆行列係数表の金融部門の対角成分の逆数を掛けたものを特定支出の波及効果分析に与えて計算したものである。金融部門

以外の残りの部門の支出の変化は0とするという仮定を置いて計算した。

表1 貸金業の生産額の変化及び費者向無担保貸金業者の貸付残高・融資額の変化

	△「貸金業のうち消費者向け貸金業」の生産額の増減（暦年）（単位：百万円）	△消費者向無担保貸金業者貸付残高（業務報告書ベース）全残高の増減（年度）（単位：百万円）	△「貸金業のうち事業者向け貸金業」の生産額の増減（暦年）（単位：百万円）
2006年	-59,993.04	-752300	526,677.24
2007年	-240,516.47	-1727800	37,151.20
2008年	-220,841.33	-1585000	-265,357.91
2009年	-310,488.20		-882,747.68
2010年	-312,040.44		-139,888.08
2011年	-173,407.31		45,794.84
2007~2011年	-1,257,293.75	-4065100 (2006~2008)	-1,205,047.62

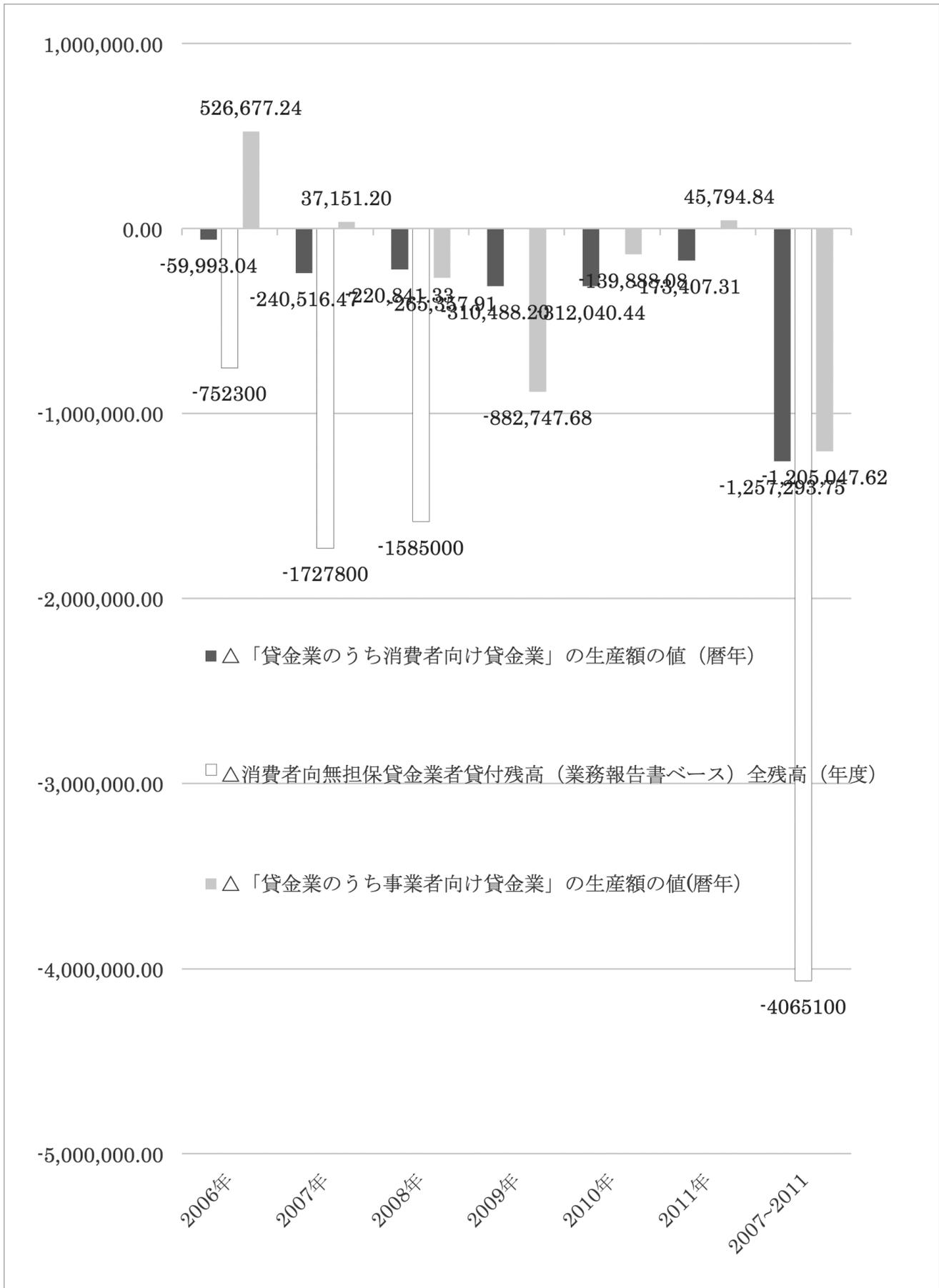


図1 貸金業の生産額の変化及び費者向無担保貸金業者の貸付残高・融資額の変化

4 分析結果

本節では、経済効果の結果について述べる。
結果は表2・3、図2・3にまとめられる¹⁶。

表2 名目 GDP 成長率への効果

	△「貸金業のうち消費者向け貸金業」の生産額の増減→名目 GDP 成長率 (%)	△「貸金業のうち事業者向け貸金業」の生産額の増減→名目 GDP 成長率 (%)	△消費者向無担保貸金業者貸付残高(業務報告書ベース)全残高の増減(年度)(単位:百万円)→名目 GDP 成長率 (%)
2006~2005 年 /2005 年	-0.012110907	0.106321313	-0.22
2007~2006 年 /2006 年	-0.048286728	7.45857E-05	-0.49
2008~2007 年 /2007 年	-0.043793203	-0.000526209	-0.45
2009~2008 年 /2008 年	-0.06301569	-0.001791596	
2010~2009 年 /2009 年	-0.067372834	-0.000302033	
2011~2010 年 /2010 年	-0.036567636	9.65708E-05	
2006~2011 年 /2006 年	-0.252417649	-0.241928577	-1.16 (2005~2008)

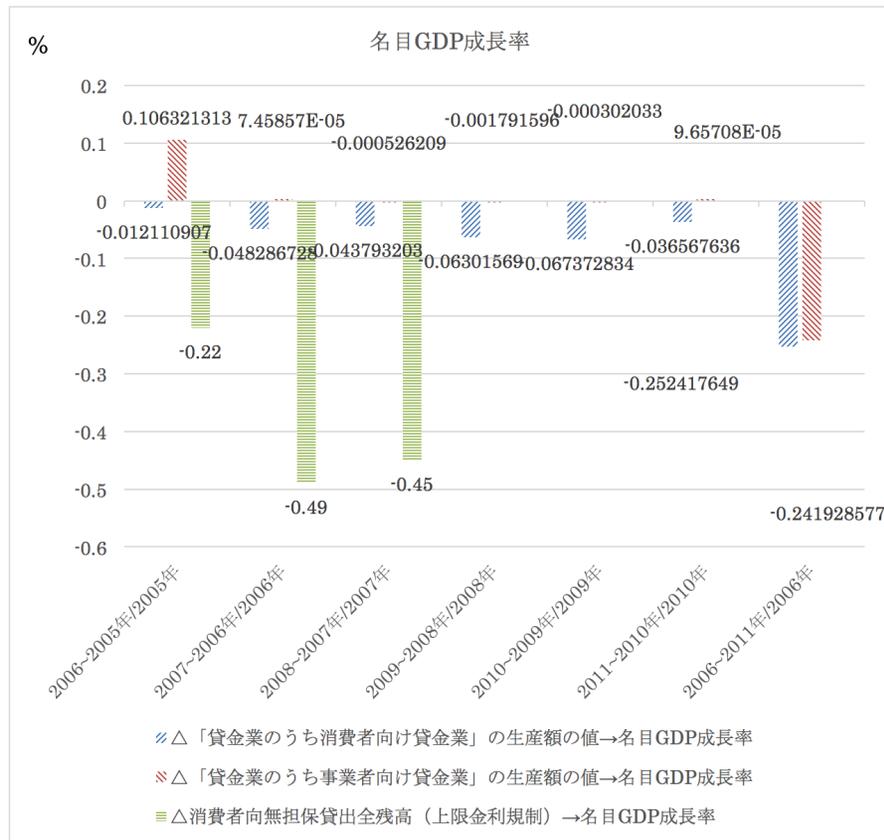


図2 名目 GDP 成長率への効果

表3 雇用誘発効果

	△「貸金業のうち消費者向け貸金業」の生産額の増減→雇用誘発効果(人)	△「貸金業のうち事業者向け貸金業」の生産額の増減→雇用誘発効果(人)	△消費者向無担保貸金業者貸付残高(業務報告書ベース)全残高の増減(年度)(単位:百万円)→雇用誘発効果(人)
2006~2005年	-5380.819604	47238.06339	-150997
2007~2006年	-21572.09634	3332.118347	-343054
2008~2007年	-19807.41894	-23800.1429	-315442
2009~2008年	-27847.91114	-79174.27882	
2010~2009年	-27987.13261	-12546.66303	
2011~2010年	-15553.02763	4107.37264	
2006~2011	-112767.5866	-108081.5938	-809493(2005~2008)

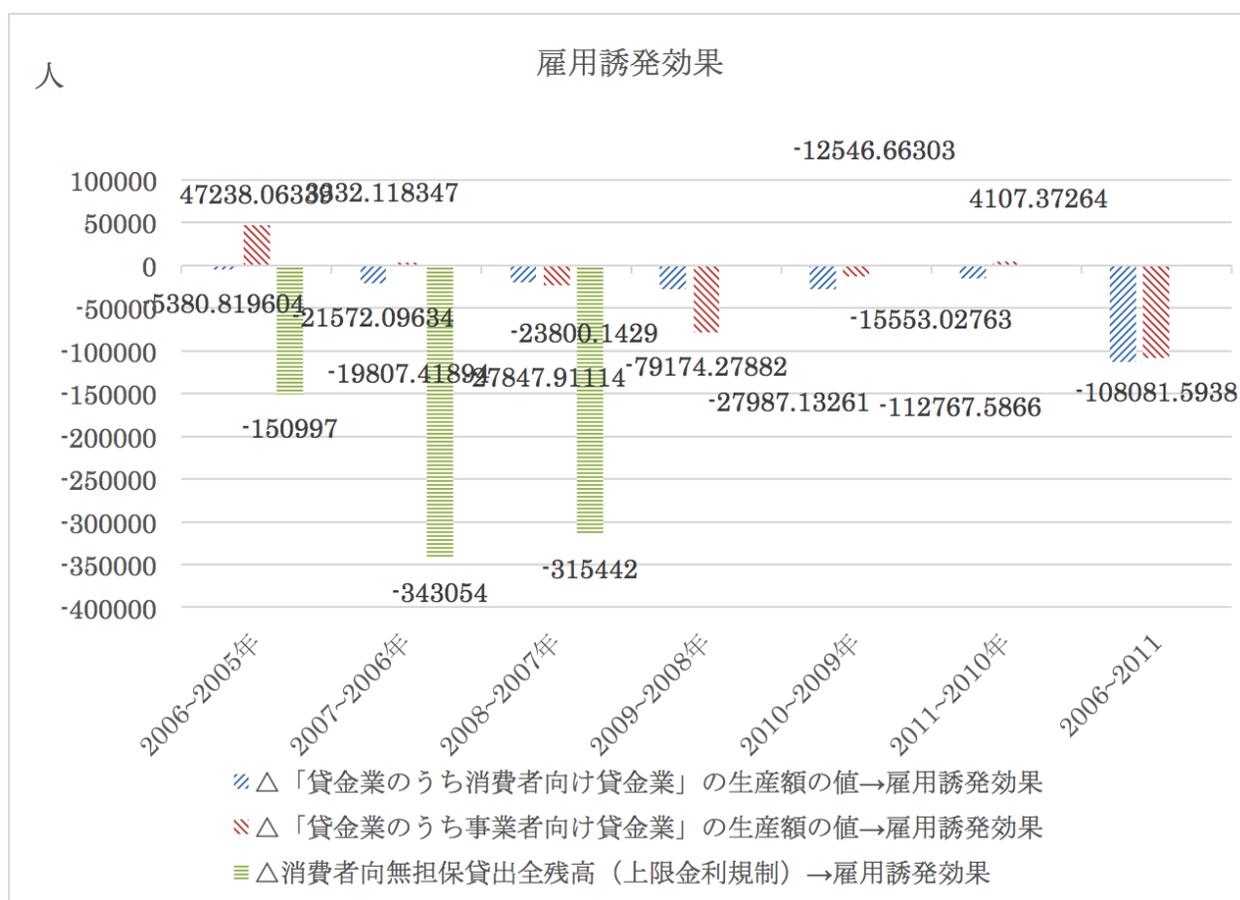


図3 雇用誘発効果

貸金業のうち消費者向け貸金業の帰属利子(生産額)の減少が名目GDP成長率に与えた効果は、2006年~2011年で、マイナス0.252%であった。貸金業のうち事業者向け貸金業の帰属利子(生産額)の減少が名目GDP成長率に与えた効果は、2006年

~2011年で、マイナス0.242%となった。加藤・飯田、(2010)では、2006~2005年/2005年で、マイナス0.22%、また2007~2006年/2006年では、マイナス0.49%、さらに2008~2007年/2007年、マイナス0.45%であった。

雇用誘発効果は、貸金業のうち消費者向け貸金業については、2006年～2011年で、112767(5866)人の減少である。貸金業のうち事業者向け貸金業については、2006年～2011年で、108081(5938)人の低下である。加藤・飯田(2010)では、2006年～2008年で、658496人の減少であった。

5 計算結果の解釈と残された課題

本稿の結果を加藤・飯田(2010)と比べると効果の大きさがかなり小さくなっている。本節ではなぜ効果が小さくなったのかを検討する。

「金融部門については、長年にわたり68 SNAに基づく帰属利子(産出を内生部門のみに限定する。)方式で推計を行ってきた。¹⁷⁾「そして、取引基本表の表章上の面からいうと、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理した。その結果、それらに該当する金額を基本的に〔行〕金融と〔列〕分類不明に計上せざるを得ず、取引基本表のバランス上、例えば、平成17年表にあっては、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上される状態になっていた¹⁸⁾」といった事情がある¹⁹⁾。

この結果として、内生部門の金融部門からの投入係数が大きくなり、(〔行〕金融と〔列〕分類不明で0.5864352と大きくなっている。(2005年、全国、投入係数表34部門))これにより金融部門の逆行列表の対角成分が大きくなり、(1.137060、とやや大きい(2005年、全国、逆行列表34部門))、その結果、 $b = d/b_m$ が小さくなっていることが考えられる。また、本論文の想定である金融部門以外の残りの部門の最終需要の変化は、0とするという制約が強く効いている可能性がある。

最後に、本稿で残された課題について述べる。

第1に、「平成17年表まで、金融部門(預貯金の管理、受付及び融資業務)についても、帰属計算(帰属利子方式)を行ってきたが、平成23年表においては、FISM(間接的に計測される金融仲介サービス)を導入する²⁰⁾とあるように帰属利子の表章が終わった。したがって、さかのぼってデータを取ることとはできない。しかし、何らかのやり方で、FISM

導入後の貸金業の生み出す生産額を求め、平成23年表で再計算してみることが考えられる。

第2に、今回の結果を解釈する際の留意点として、貸金業の生産額=帰属利子

帰属利子=利鞘(単位資金運用収益-単位資金調達費用)×貸出額

であるから、帰属利子の減少は利鞘の効果と貸し付けの効果から構成されている。したがって、帰属利子の減少で生産額の減少を捉えようとする、生産額の減少が大きくなっている可能性がある。(貸し付けも大きく減っているが、利鞘がかなり小さくなっているのだ。)

第3に、「貸金業法は、平成18年12月に成立しましたが、(中略)これまで、段階的に施行されてきました。平成22年6月18日には、総量規制などの重要な部分を含む、すべての規定が施行されました。」(金融庁ホームページ)とあるように、「総量規制などの重要な部分」の実施は、平成22年6月18日(2010.6.18)の完全実施以降である。つまり、「総量規制などの重要な部分」は、本稿の計測期間2006~2011年(暦年)にほとんど含まれていない。総量規制は、貸金業の生産額に対し、大きな制限を与えらると思われるが、それより、消費そのものに対し、相当な制限を与えらると思われる。

第4に、貸し付け、融資、借り入れの制限が消費に与える(与えた)影響は残された問題である。

「総量規制とは、(中略)借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐために設けられた新しい規制です。」「上限金利は、(中略)金利負担の軽減という考え方から、(貸付け額に応じて15~20%)となっています。」これは、とても大切である。しかし、改正貸金業法が日本のGDPと雇用に与えた効果は、少なくとも、小さくはなかったと思われる。

先行研究を踏まえ、再計算することが求められていると思われる。

*謝辞 本稿の作成に当たって、奈良教育大学教授 授森伸宏先生(コメンテーター)の的確なコメントに深く感謝申し上げます。なお、誤りは、筆者の責任です。

【注】

1. 完全実施については、「貸金業法 Q&A」金融庁ホームページを参照。そこには、「貸金業法は、平成 18 年 12 月に成立しましたが、(中略) これまで、段階的に施行されてきました。平成 22 年 6 月 18 日には、総量規制などの重要な部分を含む、すべての規定が施行されました。」とある。
2. 他に、みなし弁済規定の廃止や貸金業者となるためのハードルを純資産 5 千万円に引き上げなど「貸金業者の業務を適正に行わせるための様々な規制」がある。その結果、単位オペレーティング・コストが上昇した。
3. 本稿では以下、貸付残高、融資額、借入額をいずれも同じと考える。これは、均衡で考えているからである。
4. 大阪府商工労働部金融室貸金業対策課「既存定量調査再分析(大阪府データ抽出全国比較分析)本調査:2009年5月18日(月)~5月31日(日)」『貸金業者等動向調査事業報告書』平成22年3月31日を利用した。
5. 加藤・飯田(2010)では、借金返済は貯蓄であり、したがって、その分消費は減少すると考え、借金返済も「構成比」に含め、効果を計測した。
6. 均衡産出高モデル、特定需要(支出)の波及効果分析、以下、特定支出の波及効果分析とは以下を指す。 $\Delta X = (I - A)^{-1} \cdot \Delta F$ 。ここで、 Δ は、増減分を、 X は生産物の価値、 $(I - A)^{-1}$ はI-A行列の逆行列、 F は、最終需要の価値を表す。計測には、 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を使用している。
7. 加藤・飯田(2010)では、2006年度~2008年度の貸付残高・融資額の減少を、上限金利規制によるものと考え、マイナスの経済効果を計測した。総量規制については、2008年度完全実施されたとして、貸付残高・融資額の減少を別途求め、マイナスの経済効果を計測した。総量規制の経済効果は、名目GDP成長率で-0.38%、雇用で-234,503人であった。(加藤・飯田(2010) p10表5参照)
8. 総務省「第3部 部門別の推計方法 第1節 内生部門 金融庁担当部門」『平成12年(2000年)産業連関表(-総合解説編-)』2004年6月、p.330。また、総務省「第4部 部門別の推計方法 第1節 内生部門 金融庁担当部門」『平成17年(2005年)産業連関表(-総合解説編-)』2009年3月、p.430参照。
9. 金融庁へのヒアリングによる。
10. 単位オペレーティング・コストの上昇を無視すると、上限金利規制・総量規制の結果、貸金業の利潤は減少する。その結果、貸金業において参入が抑制され退出が促進されるために、貸金産業の供給曲線が左方にシフトする。そのため、貸金業の貸付残高・融資額は減少する。(横軸にスケールとして貸付残高・融資額、そして、貸出供給量、貸出需要量を取る。縦軸に、単位資金運用収益、単位資金調達費用、単位オペレーティング・コスト、限界費用を取る。)限界費用は単位資金調達費用と単位オペレーティング・コストを加えたものであり、貸付残高・融資額と共に増加すると考える。これが、貸金業の供給曲線となる。
11. 「貸金業法 Q&A」金融庁ホームページを参照。
12. 金利負担の軽減により借入額が増えているかもしれない。
13. 貸し付け、融資、借り入れの削減が消費に与える影響は残された問題である。
14. 中間消費、最終消費。
15. 次のような均衡産出高モデル(基本モデル)を考える。

$$Ax^* + F^* = x^*$$
 A は投入係数行列、 x^* は生産ベクトル、 F^* は最終需要ベクトルを表す。(単位は円)
$$A \equiv \begin{pmatrix} a_{11} & & a_{1n} \\ \cdot & \cdot & \\ \cdot & \cdot & \\ a_{n1} & & a_{nn} \end{pmatrix},$$

$$x^* \equiv \begin{pmatrix} x_1^* \\ \vdots \\ x_n^* \end{pmatrix}, F^* \equiv \begin{pmatrix} f_1^* \\ \vdots \\ f_n^* \end{pmatrix}$$

ここで、次のような変化分

$$\Delta x^* = \begin{pmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1} \\ d \end{pmatrix}, \Delta F^* = \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ 0 \\ b \end{pmatrix}$$

を定義する。

したがって、以下の関係が成立する

$$A \begin{pmatrix} x_1^* + x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1}^* + x_{n-1} \\ x_n^* + d \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} f_1^* \\ \vdots \\ f_n^* + b \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} x_1^* + x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1}^* + x_{n-1} \\ x_n^* + d \end{pmatrix}$$

ここで、 d は、外生的に与えた既知数とする。したがって、未知数は、 $x_1 \cdots x_{n-1}, b$ となる。なお、変化分以外の変数は、外生変数となる。 b は n 部門の最終需要に加えられた変数である。 b は外生変数 d の関数になる。なお、残りの部門の最終需要は、 0 と想定する。変化分だけに注目してみと次の関係が成立する。

$$A \begin{pmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1} \\ d \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ 0 \\ b \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1} \\ d \end{pmatrix}, (I - A) \begin{pmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1} \\ d \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ 0 \\ b \end{pmatrix},$$

したがって、

$$\begin{pmatrix} x_1 \\ \vdots \\ x_{n-1} \\ d \end{pmatrix} = (I - A)^{-1} \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ 0 \\ b \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} b_{11} \cdots & b_{1n} \\ \vdots & \vdots \\ \vdots & \vdots \\ b_{n1} \cdots & b_{nn} \end{pmatrix} \begin{pmatrix} 0 \\ \vdots \\ 0 \\ b \end{pmatrix},$$

$$\text{ここで、} (I - A)^{-1} \equiv \begin{pmatrix} b_{11} \cdots & b_{1n} \\ \vdots & \vdots \\ \vdots & \vdots \\ b_{n1} \cdots & b_{nn} \end{pmatrix},$$

したがって $x_1 = b \bullet b_{1n}, x_2 = b \bullet b_{2n} \cdots$
 $x_{n-1} = b \bullet b_{n-1,n}, d = b \bullet b_{nn}$ 、よって、
 $b = d/b_{nn}$ と計算される。

ゆえに、特定需要（支出）の波及効果分析の入力に、

$$\Delta F = \begin{pmatrix} 0, \\ \vdots \\ \vdots \\ 0, \\ d/b_{nn} \end{pmatrix}$$

を与えると、GDP 誘発額と雇用者誘発が求まることになる。

なお、 $b = d/b_{nn}$ なので、

$$x_i = \frac{b_{im}}{b_{nn}} \bullet d, i = 1 \cdots n-1$$

となる。この結果は、(宮沢健一、1995)の簡略計算法にある結果と同じである。この点については、Kato, Okamura, December 2018 参照。

16. なお、消費者向無担保貸金業者の貸付残高、貸付金利別（業務報告書ベース、貸金業関係資料：金融庁）全残高の減少額の効果は、加藤・飯田（2010）と同じである。

17. 産業連関部局長会議「付録 第1章 取引基本表の基礎理論 10 特殊な扱いをする部門 (4) 帰属計算を行う部門（注4-1-19）金融部門における推計方法」『平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱』平成25年1月、p. 302。

18. 同書、p. 303。

19. 「金融部門（預貯金の管理、受付及び融資業務）については、長年にわたり68 SNAに基づく「帰属利子」（産出を内生部門のみに限定する。）方式で推計を行ってきた」（産業

連関部局長会議「付録 第1章 取引基本表の基礎理論 10 特殊な扱いをする部門 (4) 帰属計算を行う部門 (注4-1-19) 金融部門における推計方法」『平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱』平成25年1月、p. 302。「これは、金融仲介サービスを購入するのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額のすべてを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68 SNAに準拠していたためである」(同書、p. 303)。「また、取引基本表の表章上の面からいうと、本来、家計や政府にも産出されるはずの金額も含めて内生部門で処理するため、それらに該当する金額を、基本的に〔行〕金融と〔列〕分類不明に計上せざるを得ず、その結果、取引基本表のバランス上、例えば、平成17年表にあつては、〔列〕分類不明と〔行〕営業余剰の交点にマイナス1兆円を超える金額が計上される状態になっていた。」(同書、p. 303)。

したがって、「平成17年産業連関表」を用いて分析していると、投入係数が大きくなる。

20. 産業連関部局長会議「付録 第1章 取引基本表の基礎理論 10 特殊な扱いをする部門 (4) 帰属計算を行う部門 (注4-1-19) 金融部門における推計方法」『平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱』平成25年1月、p. 302。

産業連関部局長会議(2013)『平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱』。

総務省(2004).『平成12年(2000年)産業連関表(総合解説編-)』。

総務省(2009).『平成17年(2005年)産業連関表(総合解説編-)』。

(受理日 2019年2月19日)

【参考文献】

加藤晃・飯田隆雄(2010)。「改正貸金業法と日本のGDP」『パーソナルファイナンス学会年報』No.11, パーソナルファイナンス学会。

Kato Akira, Makoto Okamura(2018). "A Method for Measuring the Economic Effects of Industrial Adjustment: Using ripple effect analysis of a specific demand instead of ripple effect analysis of an industry." the Global Business & Economics Anthology, (ISSN: 1553-1392), the Business & Economics Society International (B&ESI).

宮沢健一(1995).『産業連関分析入門 第6版』日本経済新聞社。